

46-26 中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究

早稲田大学・大塚直 (totsuka@waseda.jp)

1. 研究の目的

2001年の気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)における京都議定書の詳細な実施規則の包括的合意(マラケシュ合意)の成立により、地球温暖化防止のための国際交渉は、京都議定書の第1約束期間の実施準備から、2013年以降の中長期的な国際制度の構築という新たな段階に移りつつある。

すでに欧米の研究者・研究機関を中心に、2013年以降の中長期的な国際制度の提案が示されている。京都議定書では、遅くとも2005年末までに第1約束期間後の国際約束についての交渉を開始することとされており、今後、このような研究が世界的にますます活発になることが予想される。多くの研究は、米国が参加していない状況と途上国が将来的に削減努力に参加する必要性から、制度の合意可能性と温暖化防止のための制度の有効性に主たる力点を置いており、そのために、削減の効率性を確保しながら国家間の削減コストの負担をいかに衡平に行うのかという点に重点が置かれている。

他方で、国際社会はこれまで環境保護と持続可能な発展の実現のための関連する国際法上の原則を発展させてきた。温暖化防止の国際制度の基盤であり、京都議定書の親条約である気候変動枠組条約も、共通だが差異ある責任原則、応能負担原則などを定めている。また、その他の国際条約等においては、原因者負担原則を掲げるものも少なくない。国際社会がこれまで合意を積み重ねてきたこうした原則に基づいて中長期的な国際制度のありかたを検討することは、合意可能性を高め、かつ、環境上の有効性という条件を満たす制度の構築という観点から有効である。

本研究では、温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる、持続可能な発展原則、共通だが差異ある責任原則、原因者負担原則などの原則の射程、原則相互の関係を明らかにし、国際社会が積み上げてきた合意の意味を明らかにすることで、これらの法原則が中長期的な国際制度の設計のうえで果たしうる機能と限界について検討を行う。

こうした観点からは、かかる法原則が、(1)他の国際条約での実行も含め、国際社会でどのようなものとして合意されているのか、また、第1

約束期間後の制度について、これまで提示されている諸提案においてどのように位置づけられているか(サブテーマ1)、(2)主要国においてかかる原則の射程はどのように解釈され、認識されているのか、その他に制度設計に有効な原則が各国法制において存在するかを検討し(サブテーマ2)、その上で、両テーマのメンバーが合同で、これら法原則から国際制度の諸提案についての検討を行う。こうした検討は、国際制度に関する諸提案についての、これまでの国際社会の合意の到達点から見た合意可能性という観点からの評価を与え、制度の構築に向けての示唆を与えることに資するものとする。

かかる検討を通じて、中長期的な温暖化防止の国際制度の合意の基礎として、尊重されるべき法原則を検討し、削減の枠組と負担配分、適応の枠組と費用の負担配分、柔軟性メカニズム、途上国の参加を促し、実施を支援するしくみ、遵守制度のあり方などのあるべき制度案について提案することをめざす。そのことにより、第1約束期間後の国際制度の枠組案を提示する。

2. 研究計画

2.1 地球温暖化防止に関連する国際法原則の内容と射程に関する検討(サブテーマ1)

本サブテーマでは、国家間で合意された地球温暖化問題の諸局面に関連する国際法原則の内容とその射程について検討を行う。

ここにいう関連国際法原則とは、主に、気候変動枠組条約第3条の原則(衡平の原則、共通だが差異ある責任原則、応能負担原則、持続可能な発展原則、予防原則)とその他の国際法上の原則/基本的考え方(国家平等、発展の権利、人権法(基本的ニーズ、一人一人の権利の平等))である。

まず、地球温暖化問題の性格に鑑み、どのような原則がどのような局面で関連してくるのかを明らかにする(サブテーマ2の研究参加者と共同で行う)。次に、気候変動枠組条約(とりわけ第3条)の制定過程と京都議定書の制定過程の中でのこれらの原則に関する議論を検討し、京都議定書に関する合意において、これらの原則がいかなる位置づけを与えられ、どのような機能を果たすも

のとして合意されたのか、原則が相互に抵触する場合にどのように調整されるのかについて明らかにする。また、サブテーマ2から、各国が制定過程において、また、合意に対してどのような認識を有しているのかについてのインプットを得て、国際法上のこれらの原則の内容と射程を明らかにする。さらに、他の国際条約においてこれらの原則がどのようなものとして取り扱われているかを検討することで、分析の際のより広い視角を得る。また、国際制度の諸提案についても検討・分析し、その上で、サブテーマ2のメンバーと合同で、これまで出されている第1約束期間後の国際制度に関する提案について、サブテーマ1で検討対象とした原則と、以下に述べるサブテーマ2の作業（サブテーマ1で検討する原則以外に、温暖化防止のための国際制度を構築するうえで有益な国内法上の原則がないかを検討するもの）の結果抽出された原則がどのように位置づけられているか検討する。さらに、サブテーマ1で検討した国際的に合意された原則の観点から見た制度提案への評価を行う。

2.2 主要国における地球温暖化防止に関連する法原則に関する検討（サブテーマ2）

本サブテーマにおける研究事項は、以下2つに大別される。サブテーマ1で対象とする原則に対する各国の解釈と認識を明らかにすること、サブテーマ1で対象とする原則以外に、中長期的な国際制度設計に資するような原則が、各国の温暖化法制を含む環境法制にみられるかどうかを検討すること、である。

上記は、解釈権が最終的に各国に委ねられている国際法において、サブテーマ1の合意された原則の内容を確定する証拠としての意義を有するとともに、原則に基づく制度案の各国の合意可能性を検討するのに資する。そのために、条約・議定書交渉過程における各国の交渉スタンスをも参照しながら、各国内・地域内において、サブテーマ1で対象とする諸原則がどのように解釈・認識されているかにつき分析する。

上記については、例えば、原因者負担原則は国際条約上用いられる場合はあるものの確立しているとは言いがたい一方、欧米諸国やわが国の環境法制では確立していると見られるが、かかる原則が国際制度設計のうえで有効であるかどうか、どのような範囲で有効かどうかなどを検討する。もしこのような原則があれば、その原則の内容と射程を明らかにし、国際制度設計にいかにか

ことが可能かを検討する。米国、欧州諸国および欧州共同体、日本、中国、インドをその対象とする。

その上で、これまで出されている第1約束期間後の国際制度に関する提案について、サブテーマ1で検討対象とした原則と、上記の検討の結果抽出された原則がどのように位置づけられているか検討する。さらに、サブテーマ1で検討した国際的に合意された原則の観点から見た制度提案への評価を行う。

2.3 第1約束期間後の国際制度の枠組案の提示（両サブテーマの総合）

サブテーマ1においては、温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる、持続可能な発展原則や共通だが差異ある責任原則、原因者負担原則、応能負担原則など国際法上の原則ないし生成途上の原則の射程、原則相互の関係を明らかにし、国際社会が積み上げてきた合意の意味を明らかにすることで、これらの原則が中長期的な国際制度の設計のうえで果たしうる機能と限界を明らかにする。

またサブテーマ2においては、主要国の有識者からの助言や経済学等の関連諸分野の知見も得たうえで、温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる諸原則（原因者負担原則、応能負担原則、受益者負担原則、事前防止原則、予防原則）や諸概念（環境権、発展の権利等）に関する主要国の解釈、認識を明らかにする。

以上の研究成果をふまえて、両サブテーマの研究参加者が共同して、国際制度に関する諸提案についての、これまでの国際社会の合意の到達点から見た合意可能性という観点からの評価を与える。これらの検討の総合により、削減の枠組と負担配分、適応の枠組と費用の負担配分、京都メカニズム、途上国の参加を促し、実施を支援するしくみ、などのあるべき制度案について提案することをめざす。